「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
1	成果目標	14	就労定着支援を利用する人の１年後の定着率が目標の80％を達成するための、具体的な取組み方を示してほしい。 企業への働きかけには、経済局（商業労政課）と連携して取り組むこととしてほしい。	①	計画案の15・16ページに成果目標を設定した理由について記載してございますが、目標を達成するための取組み方については記載しておりませんでしたので、取組み方に関する記載を追加いたします。 就労定着支援については、新規サービスですので、まずは実施事業者を確保し、利用者数を増やしていく必要があります。 基準になる数値が出るのは平成31年度以降になります。 課題としては、就労している障がい者に新規サービスが周知されず利用が伸びない、雇用者が福祉サービスの導入に前向きでない、支援方法が確立されない等が想定されますので、障害者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、現場の状況確認と対策の検討を行うことになると考えられます。 就労支援部会には商業労政課も参加しており、必要な連携をしてまいります。
2	基本理念	17	基本理念は、「だれもが自分に合った暮らしができる「共生都市」の実現に向けて、ソフトとハードが一体になった福祉のまちづくりをみんなで築き、次世代につなげよう」といった、具体的な表現が良いのではないか。	③	基本理念は、障害者基本法の趣旨と、静岡市総合計画における「共生都市」の考え方に基づいて前計画策定時に定めており、次期計画でも継続して掲げていきたいと考えております。 ご意見いただいたような「ソフト面の取組みの充実」、「市民全員でつくる共生都市」、「次世代への継承」といったお考えについては計画の中に取り入れさせていただきます。
3	地域共生社会の実現	18	家族と良好な関係を構築できない、自ら社会との隔たりを作ってしまう、障がいがあることが分かりにくい、制度上支援が行き届かない等、「孤立（ひとりぼっち）」を作らないまちづくりに、行政の縦割りをなくして全体で取り組んでほしい。	②	国が提案する「地域共生社会」の考え方に基づいて、様々な分野と連携した複合的な支援の提供や、地域が主体となって参画し、住民を支える体制を目指してまいります。
4	地域共生社会の実現	18	計画では、「障がいのある人にできるだけ地域で自立した生活をしてほしい」と目標を掲げているが、地域の受入態勢が十分とは言えない。 計画に登載された施策・事業がきめ細かく実現できるよう取り組んでほしい。	②	国が提案する「地域共生社会」の考え方に基づいて、様々な分野と連携した複合的な支援の提供や、地域が主体となって参画し、住民を支える体制を目指してまいります。
5	地域共生社会の実現	18	地域で暮らす知的障がい者が、家族の状況の変化によって施設への入所を希望するようなケースがある。 地域で障がい者を支える支援が充実していくことを希望する。	②	国が提案する「地域共生社会」の考え方に基づいて、様々な分野と連携した複合的な支援の提供や、地域が主体となって参画し、住民を支える体制を目指してまいります。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
6	新規事業について	21	次期計画から新たに掲載される事業には、「丸の中に新と書かれたマーク」が付されているが、以前から実施している事業も含まれている。 「前計画策定後に新たに実施された事業を含め、～」と説明を追加すると理解できる。 平成30年度からの新規事業と、28・29年度に開始した事業は区別できるとよい。	①	新規事業について、「新規掲載」と「新規実施」の２通りに分けることといたします。 「新規掲載」は平成29年度以前に開始した事業で、前計画までに掲載されていなかった事業、「新規実施」は平成30年度から新たに開始する事業です。
7	障害者理解促進事業	23	静岡市の障がい者理解促進事業である「心のバリアフリーイベント」を、各当事者団体が実施する様々なイベント（例えば、障がい者ボードゲーム大会など）と関連付けて、定期的に開催できるよう支援できないか。	③	各当事者団体の活動内容を心のバリアフリーイベントに取り入れることは可能ですが、予算が限られており、また、毎年イベント全体の内容及び参加団体等が異なるため、定期的に開催できるよう支援は致しかねます。 なお、障がい福祉施策に関する様々なイベントにおいて、本市後援及び会場使用料減免等の支援を実施し、定期的に開催できるよう支援はできますので、ご検討いただければと思います。
8	成年後見制度	26	成年後見制度利用支援事業について、活動指標が「実利用者数」となっているが、具体的な数字を記入してほしい。	①	完成した計画の中には、具体的な数字を記入します。
9	成年後見制度	26	成年後見人受任者の不足は、ここ数年の大きな課題であり、家庭裁判所に申し立てても２～３ヶ月待たされる。 静岡市社会福祉協議会が、平成29年度後半から成年後見制度を周知するための相談業務を開始し、後見人の希望者は増加することが予想される。このまま受任候補者が増えないと、待機の長期化や、苦情の発生の可能性が高い。 静岡市では、市民後見人の育成を平成30年度から開始し、２年かけて後見人資格者を育てる方針と聞いている。 育てた後見人を活用できるように、30年度に仕組みを検討し、31年度に試行的にモデル事業を開始するなど、具体的な取組みを進めてほしい。 静岡県内他圏域のほとんどで、すでに市民後見人の育成が始まっており、具体的な活動を始めているところもあると聞いている。	①	成年後見制度の新たな担い手のすそ野を広げるために市民後見人の養成講座を平成30年度から開始し、市民が地域で見守りを行う体制の構築を図ります。 市民後見人の養成につきましては、平成30年・31年度の２か年をかけ実施します。養成講座を修了した市民後見人が、平成32年度以降、すみやかに後見人として家庭裁判所から選任されるよう取り組んでまいります。 計画には、市民後見人制度の実施について、「市民後見人を確保・”活用”できる体制を整備・強化」することと記載いたします。
10	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	相談支援専門員の数は、専門員１人が140人の障がい者に対応する前提で、平成32年度末に33人という目標値が示されているが、厚生労働省は、平成30年度の報酬改定を機に、相談員１人あたりの対応人数を標準（上限）35件とする方針を示している。 また、相談の質を確保するため、モニタリングの標準回数を年４回以上とすることや、標準（上限）件数を超えた場合に報酬を減額することも検討しているようである。 これらのことから、45人の相談支援専門員を早急に確保する必要がある。	①	計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
11	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	相談支援専門員の不足は以前から問題視されており、障がい児の親などが専門知識がないままセルフプランを作成しなくてはならない状況である。 相談支援事業を利用できている人とできていない人の格差をなくすため、相談支援専門員を増やす取り組みをしてほしい。	①	計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
12	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	計画相談の利用者数はおおよそ170名ずつ増加しているのに対して、相談支援専門員は数名しか増加しない見込みとなっている。 ２年で約350名増える計画相談利用者に対して、３名で対応するということになるが、どのように考えているか。	①	市内の現状として、相談支援専門員１人あたり、約140人分のケースを持ってます。これを基礎数値として、計画値を算出しています。 計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案64ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
13	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	利用者数に比べて、相談支援専門員の数が足りていないのではないか。 高齢者のケアマネージャーのような体制になればよいと思う。	①	計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
14	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	計画相談支援・児童相談支援のモニタリング期間は標準で６ヶ月となっているが、６ヶ月に限定しているわけではない。 虐待や、入所・入院から地域移行したケースでは頻繁にモニタリングが必要であり、給付費は請求できなくても定期的に訪問を行っている相談員もいる。 モニタリング期間のケースの渋滞性や緊急性による場合分けについて検討してほしい。	①	モニタリング期間は、現在も６ヶ月に限定してはおりません。 計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
15	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	施設入所支援利用者のモニタリングは、一律２月になっている。 今後１月あたりの請求人数の上限や、超過した場合の減算の仕組みが検討されているので、入所施設では必ず減算になる。 モニタリング時期を誕生月にするなど、請求月を分散させるための検討を早急にする必要がある。	①	請求上限に関しては、現時点では決定事項ではありません。 計画相談支援事業は、報酬による経営の難しさや担い手不足など、提供体制の確保に課題が多いサービスのひとつです。 ご指摘のとおり、平成30年度の報酬改定で大きな変更が予想されておりますが、最終的にどのような内容に決定するか現時点では分かりません。 新しい報酬制度が示された後、計画相談支援を充実させるための方策について検討するよう、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
16	計画相談支援 （相談支援専門員）	29	平成30年度に新設される地域活動支援センターでは、委託の相談支援のみを行い。計画相談支援を行う仕様になっていない。 計画相談支援単体では経営が難しく、また委託の相談と同一場所で互いに連携することで支援に厚みが出るものと期待できる。 市の設備を使う指定管理者は、幅広に付帯的な業務を実施することを推進するべきである。 計画相談支援を実施するように、仕様書を変更してほしい。	③	平成30年度から５年間、仕様書の内容については、静岡市指定管理者選定委員会にて既に承認され、その条件で募集をかけたため変更することはできません。 次回、指定管理者を募集する際、指定管理者制度導入施設内で計画相談支援の実施が可能かどうか研究していきたいと考えております。
17	発達障害者支援センター	29	相談件数が多いように感じるが、人員は充足しているか。	②	発達障害者支援センターの相談件数は年々増加しており、平成30年度からは人員を一人増やす予定です。
18	精神障害者の ピアサポート事業	30	平成30年度国予算では、1.9億円がピアサポート事業に割り当てられる予定であるが、静岡市での展開はどのように考えられているか？ 愛知県では、「ピアあいち」として養成講座を修了しており、４月から話し相手、散歩の付き添い、外出の同伴などに実際に関わり始める。 沼津中央病院のサポートセンター中瀬では、近隣の病院等からケースワーカーや当事者が集まり、定期的に連絡会を開催している。	②	精神障がい者の地域生活支援にかかるピアサポートについては、障害者自立支援協議会の地域移行支援部会やワーキンググループにおいて、援助に携わる多様な立場の人材が参加して検討しています。 平成30年度において国庫補助の要件を満たす事業展開は未定ですが、引き続き、国庫補助や他地域の情報も共有しながら進めていきます。 精神障がい者の地域生活支援体制整備イメージについては、計画案の32ページに記載してございます。
19	精神障害者の ピアサポート事業	30	ピアサポーターは、入院患者の退院促進につながる。 ピアサポーターの養成講座を定期的に開催し、より多くの方にピアに関わってほしい。 精力的に活動してくれるピアサポーターには、養成講座の講師に加わってもらうのが良いと思う。	②	精神障がい者の地域生活支援（退院促進）にかかるピアサポートについては、障害者自立支援協議会の地域移行支援部会やワーキンググループにおいて、精神障がいのある当事者の意見も反映できるように留意し、援助に携わる多様な立場の人材が参加して検討しています。 現時点で、退院促進に焦点を当てた養成講座の具体的企画は未定ですが、ピアサポートの有用性を普及する方策についてもワーキングループ等で検討を重ねていきます。 精神障がい者の地域生活支援体制整備イメージについては、計画案の32ページに記載してございます。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
20	難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	31	事業は平成11年から始まっており、通学支援事業が新たに加わったのは平成26年だが、この計画では新規事業として扱うか。	①	前計画から掲載している事業であり、新規事業との記載は誤りですので、訂正いたします。
21	難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	31	この事業の就学支援は、平成27年度から２名が利用している。 医療系制度で１割の自己負担金があり、週１回通学に利用するだけでも月額で12,000円かかる。以前から無償化を求めているが、現時点では無償化の意向はないと認識している。 計画の中に、上記の検討をしていくことを明記してほしい。	③	当該事業は、県の要綱に基づく事業であり、交付される補助金を財源として事業を進めております。 今後、県の要綱が改正される場合については、その要綱に沿った形で対応していきたいと考えております。
22	難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	31	就学支援に従事する訪問看護師を派遣する訪問看護事業所は、職員の研修費を自前で支出しており負担が大きい。 委託を受けられる事業所を増やしていかなければならない。 計画の中に、上記の検討をしていくことを明記してほしい。	③	当該事業は、県の要綱に基づく事業であり、交付される補助金を財源として事業を進めております。 また、委託する業務の仕様につきましても、県の要綱に基づき実施しております。 今後、県の要綱が改正される場合については、その要綱に沿った形で対応していきたいと考えております。
23	福祉人材の確保	38	どの障害福祉サービスにおいても、福祉人材が不足していると思う。	②	福祉人材の不足は、ご意見のとおり福祉全般にわたる課題であり、本市では平成30年度より、様々な福祉資格の入口に位置づけられる介護職員初任者研修の受講料助成について、受講後に障害福祉サービスに従事した方についても助成対象とすることとしました。
24	医療費助成	40	精神科に入院した際の医療費負担は大きく、障害者年金と医療費助成があったとしても、保護者の負担になる。 入院した際の手当金の増額や、入院費の軽減策について、政令市として先駆的に取り組んでほしい。	③	重度心身障害者医療費助成制度において、精神障がいのある方も対象としております。 その他の助成事業については、他都市の状況を踏まえ、検討してまいります。
25	医療費助成	40	難病の高額医療費の受給を認定されるのに、国民健康保険の滞納分を完納する必要がある。高齢の障がい者は働くことができず、年金生活では医療費が大きな負担になるので、このような場合の貸付制度等を検討してほしい。	③	個別の状況によりますが、社会福祉協議会の「静岡市暮らし・しごと相談支援センター」が窓口になりますので、活用できる制度等をご相談いただきたいです。
26	生活環境分野における 民間の役割	41	生活環境の分野では、公共交通機関に協力してほしい内容を盛り込んでほしい。 例えば、バスで車いす利用者の乗車を補助できなかったり、信号の時間が短く身体障がい者が渡り切れなかったりなどの困難さがある。	①	具体的な事業はございませんが、計画案41ページの文章に、公共交通機関をはじめ民間事業者等の役割として、障がい者に配慮した生活環境の整備について協力してほしい旨を追記いたします。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
27	移動支援事業	43	移動支援事業を利用していますが、プールを利用するのに出かける際や、通所している事業所へのお迎えにも利用できると助かる。	③	プールの利用にあたり移動支援事業を利用する際は、自宅からプールまでの移動、プールの窓口での受付、着替えの援助、食事・排泄の介助、健康確認などが支援の対象となります。 ただし、プール内における水泳指導や一緒に遊ぶなどの行為は、基本的に支援の対象としておりません。 通所事業所との送迎については、事業所が送迎サービスを実施する場合、加算を算定する報酬制度となっておりますので、送迎サービスがある事業所をご利用いただくか、保護者様に送迎していただくことを原則としており、移動支援事業の対象にはなりません。
28	移動支援事業	43	移動支援のグループ利用ができるようにしてほしい。 複数人の障がい者で外出する際に、個別にヘルパーをお願いしなければならないが、ヘルパー不足で利用できない場合がある。 ヘルパー不足対策にもなると考える。	①	移動支援事業の「複数支援型」を実施している他市の事例を研究し、本市でも導入することを検討していく旨を、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載します。
29	移動支援事業	43	施設に入所している障がい者は、移動支援を利用することができない。 入所先がその方の”家”だとすれば、施設入所していても移動支援が利用できる制度であるべきと考える。	③	入所施設を利用されている方の日中の外出における移動支援事業の利用は、サービスの重複利用にあたるため認められません。
30	移動支援事業	43	生活介護事業所の利用者について、保護者が自家用車で送迎する場合が８割以上となっている。保護者が高齢化すると送迎ができず、利用者は通所できなくなる。在宅でも支援できなくなり、結果として施設入所のニーズが高まることになる。 通所施設を利用して地域で生活するには、送迎ができるかどうかがポイントになる。移動支援事業に「車両移送型」と「複数支援型」をセットで導入すれば、問題の解消が期待できると考える。 計画の中に、上記の検討をしていくことを明記してほしい。	①	移動支援事業の「車両移送型」「複数支援型」を実施している他市の事例を研究し、本市でも導入することを検討していく旨を、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載します。
31	移動支援事業	43	移動支援事業は、居宅介護の事業所のみが実施しているが、知的・精神障がい者の移動支援においては身体介護の度合いが低く、必ずしも居宅介護事業所である必要がない。 ガイドヘルパーのニーズの方が高く、入所・通所・相談支援事業所にも特性を理解している職員がいるので、ガイドヘルパーの人材として活用できるよう、対象を拡大してほしい。	①	現在、移動支援事業の実施者として指定しているのは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護または重度障害者包括支援を行う事業者のみです。 上記以外のサービスを提供する事業所であっても、必要な資格を有する人員を確保できていればサービス提供者として認める取扱いについて、他市の事例を研究し、本市でも導入することを検討していく旨を、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載します。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
32	精神障がい者の 交通費助成制度	44	交通費助成を受けるための手続きが障がい当事者にとっては難しく、利用しにくいとの意見がある。	③	昨年度、しずてつルルカカードが電子マネー化されたことに伴う対応として、事業の適正化を図りつつ、より市民の皆様に負担の少ない制度を目指して事業者等と協議し、現在の支給方法に変更しました。 今後、様々な課題について検討していく予定です。
33	福祉のまちづくりの推進	44	静岡市内の施設のバリアフリー等の情報を紹介している「ゆびぷら」について、アクセスしにくいのと、情報が更新されていない。 「ゆびぷら」のリンクを静岡市ホームページのトップに設ければ、市外から訪れる人にとっても利用しやすい情報になる。 情報の更新については、例えば「東急スクエア」がまだ「SHIZUOKA109」となっていて、地図も表示されない。施設の管理者から連絡がない場合もあると思うので、ホームページ管理者が自主的に情報の更新を行ってほしい。	①	ホームページ「U/Bぷら（ゆびぷら）」へのアクセスについては、市公式ホームページのトップページへリンクを設けるなどアクセス容易性を高める取組みを進めて参ります。 また、情報更新については、新規施設の掲載や掲載済み施設の機能更新など、皆様に有益な情報提供が行えるように適時適切な更新に努めて参ります。
34	福祉のまちづくりの推進	44	静岡市におけるノンステップバスの導入から20年が経ち、市内の路線バスはほとんどが車いすでも乗り降り可能になった。 ハード整備が進んだ一方で、車いす利用者の乗降時の乗務員の対応（ソフト面）については、乗務員教育が一部の営業所でのみ行われているなど、不十分さを感じている。 乗務員教育に障がい者が参画し、障がい者への合理的配慮が提供されるよう、市から働きかけてほしい。 計画の中にも、ノンステップバスの導入支援とともに、障害者差別解消の取組みの指導をすることなどを明記してほしい。	①	平成28年度から「障害者差別解消法」が施行され、民間事業者は障がい者に対して「合理的配慮を提供すること」が努力義務として規定されています。 しかし、法の認知度は全国的に低く、民間事業者への影響は限定的であるのが現実です。 障害者差別解消法に基づく取組みとして、民間事業者等に対する啓発・研修を実施していきたいと考えています。
35	災害時における 障がい者への配慮	45	車いす対応の仮設トイレの整備について記載されているが、内閣府が示している具体的な対応案についても触れてほしい。 例えば以下のとおり。 ①特段の配慮が必要な要援護者には、１階の教室などの部屋を福祉避難室として設置する。 ②体育館等にバリアがある場合は、簡易スロープ等を常設で用意する。 ③避難所の立ち上げ運営の訓練は、図上訓練の次に実践的な訓練の実施を指導し、要援護者の支援を具体化する。 ④要援護者の支援方法については、自主防や民生委員の研修を行う。 ⑤要援護者支援を流れとして福祉避難所との連携などのを実際に訓練する。	③	避難所運営における要援護者支援対策については、出前講座などで周知を図ってまいります。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
36	発達障がい児の 早期支援	47	１歳６ヶ月健診で早期発見ができても、児童発達支援事業所を利用し始めるのは、ほとんどが２歳を過ぎてからとなっている。 支給決定を受けるのに「医師の診断書」が必要であるが、明確な診断名をつけることができるのが３歳前後と言われており、医師が診断をできずに経過観察していることが原因であると考えられる。 浜松市では、「医師の診断書」ではなく「医師の意見書（「早期療育が必要である」との専門家の意見）」で支給決定をしている。 早期療育を実現するため、見直しを検討してほしい。	③	支給決定に必要な書類として、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」では、「医師の意見書」を認めておりますが、本市では平成25年度に、サービスを提供できる事業所が少なかった背景や、真に支援が必要な児童を見極める目的から、「医師の診断書」の提出を求めることを決定し、今日まで運用しております。 早期療育を実現するため、「１歳６ヶ月児健診と連携した早期支援体制」が実効性のあるものとなるよう、PDCAサイクルによる見直しの中で、支給決定の取扱いを見直す必要性があると判断されれば、対応することとします。
37	発達障がい児の 早期支援	48	障がいの診断がつかない幼児が利用できる親子教室は、市内には「いこいの家」しかない。 駿河区に児童発達支援センターが新設される予定であるが、それまでの間は、親子教室のような「切れ目のない支援」を提供するための取組みは行われるのか？	②	「いこいの家」で実施している親子教室は、市が指定管理業務委託している独自事業であり、障害者総合支援法に基づく報酬制度によるものではありません。また、駿河区に民設民営で新設される児童発達支援センターでは実施の予定はありません。 計画案の49ページに記載のありますとおり、市では１歳６ヶ月児健診からつなぐ親子教室と、その後のフォロー教室を実施し、切れ目ない早期支援体制の構築を進めていきます。
38	医療的ケアを 必要とする障がい児	50	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置が今後具体化していくものと思うが、以下の３点について要望したい。 ①コーディネーターの配置は、同一事業所で２名体制とすること。 ②重症児者の在宅支援のケアマネ養成事業（静岡県が実施）の受講者であり、かつ既存の重症児者在宅支援ネットワークに参加し、医療・看護の関係者と連携していることをコーディネーターの資格とすること。 ③市職員の水準で、勤務10年以上の有資格職と同等の給与（人件費）を見込むこと。	③	②については、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」及び「医療的ケア児等支援者養成研修」について実施の手引きを定めることが国から示されておりますが、現時点で①・③に関する通知等はありません。
39	医療的ケアを 必要とする障がい児	50	市内の医療的ケアが必要な障がい児者の実態について、調査を行ってほしい。	②	平成30年度の医療的ケア児支援協議会設立準備会において実施を検討しています。
40	サービス提供基盤の 整備	61	清水区は広く、住民も多いが、施設入所支援を実施する施設が２ヶ所しかない。 グループホームの利用が進められているが、重度の障がい者には施設入所支援が必要である。 全国的な整備方針はあると思うが、入所施設の整備を検討してほしい。	③	国は、障がい者の自立支援について「地域移行・地域定着」を掲げており、本市においても入所施設を積極的に整備していく方針はありません。
41	サービス提供基盤の 整備	61	施設入所支援の事業所が足りないのではないか。	③	国は、障がい者の自立支援について「地域移行・地域定着」を掲げており、本市においても入所施設を積極的に整備していく方針はありません。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
42	サービス提供基盤の整備	61	放課後等デイサービスの事業所数が今後も増加する見込みとなっている。 事業所を増やすよりも、サービスの使い方や必要性を精査して、適切な利用日数を支給するべきと考える。（例えば普通小学校の放課後児童クラブは、料金も条件も放課後等デイサービスよりも厳しい。）	④	適切な利用日数の支給については、平成28年度末に厚生労働省から通知があり、すでに対応しております。
43	サービス提供基盤の整備	61	医療型の短期入所が少ないと思う。 清水市立病院や厚生病院などで医療型短期入所を実施することは可能か。また、市から働きかけができないか。	①	実施者が少ないサービスは、報酬による経営が困難であったり、従事者が確保できなかったりといった様々な要因があると思われ、市から働きかけてもすぐには実施していただけません。 このようなサービスを充実させるための事業の運営方法を見出すよう検討することについて、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
44	サービス提供基盤の整備	61	障がいのある子どもが成人して、入浴させるのが困難になったり、医療的ケアが必要になったりという事例がある。 平成32年度までに生活介護の事業所を５ヶ所新たに整備する計画となっているが、入浴サービスが提供できたり、医療的ケアに対応できたりする事業所を積極的に整備してほしい。	②	施設整備補助金を活用する場合、医療的ケアに対応できるなど、特にニーズの高く市内に少ないサービスが提供できるものは、積極的に採択していきます。 施設整備補助金については、計画案62ページに掲載してございます。 事業所を指定する立場としては、指定基準を満たしていれば基本的に指定しないことはありませんので、特定のサービスを実施するものを積極的に指定することはできないことをご了承ください。
45	サービス提供基盤の整備	61	短期入所の事業所数が少なく、障がい者同士で利用日程の取り合いになっている実情がある。 緊急で困ったときに使える場所として考えているので、短期入所の数を増やしてほしい。	①	実施者が少ないサービスは、報酬による経営が困難であったり、従事者が確保できなかったりといった様々な要因があると思われ、市から働きかけてもすぐには実施していただけません。 このようなサービスを充実させるための事業の運営方法を見出すよう検討することについて、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
46	サービス提供基盤の整備	61	放課後等デイサービスの事業所は、主に重症心身障がい児を受け入れるもの以外に55ヶ所整備する見込みであるが、重症心身障がい児を受け入れるものも必要である。 駿河区で２ヶ所、清水区で３ヶ所は増やしてほしい。	③	事業所を指定する立場としては、指定基準を満たしていれば基本的に指定しないことはありませんので、特定のサービスを実施するものを積極的に指定することはできないことをご了承ください。
47	サービス提供基盤の整備	61	重症心身障がい児を受け入れられる短期入所が少なく、必要な時に利用できないことは、10年以上課題として目に見えているが、次期計画でも事業所は増えない見込みで、改善策もないようである。 医療的ケアが必要な障がい児が増加傾向にあるので、１割程度の短期入所事業所数の増加が必要と考える。 また、実際に増加させるための支援策を検討する必要がある。	①	実施者が少ないサービスは、報酬による経営が困難であったり、従事者が確保できなかったりといった様々な要因があると思われ、市から働きかけてもすぐには実施していただけません。 このようなサービスを充実させるための事業の運営方法を見出すよう検討することについて、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
48	サービス提供基盤の整備	61	短期入所事業所の確保について、県では、病院が短期入所を行った場合の支援制度を新設し働きかけているが苦戦している。 市でも緊急時のニーズ分析や対応策の洗い出し等を行って、対応策を検討してほしい。 緊急時の訪問看護師の在宅への派遣制度を作ってはどうか。	①	実施者が少ないサービスは、報酬による経営が困難であったり、従事者が確保できなかったりといった様々な要因があると思われ、市から働きかけてもすぐには実施していただけません。 このようなサービスを充実させるための事業の運営方法を見出すよう検討することについて、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
49	サービス提供基盤の整備	61	医療型短期入所について、現在は葵区２ヶ所、駿河区１ヶ所、清水区０ヶ所なので、清水区への設置が特に求められる。 街中の施設での受入れが実現するように工夫してほしい。 また、清水区楠の「宮前ロッジ」が医療的ケアがない人の短期入所を受け入れてくれれば、医療型短期入所に余裕ができてニーズが満たされる可能性がある。 駿河区では、老人保健施設などの高齢者の施設に依頼するなど、あらゆる手を尽くしてほしい。	③	市が事業所指定を行うにあたり、開設場所を限定することはできませんので、市内の事業所分布を把握・公開することで、事業所が少ない地域に誘導されることを期待しております。 既存施設の事業内容や利用者の受入れについて、関係法令を遵守していれば市は強制力を有していないが、ニーズや意見が事業者に伝わるよう働きかけてまいります。
50	サービス提供基盤の整備	61	就労定着支援は新規事業であり、実績数値がないので、数値設定の根拠を計画の中に示したほうがよいのではないか。 計画の推進方法にも関係するものと考える。	①	就労移行支援の支給期間が最長２年間であることを鑑みて、就労移行支援を利用して就職した人が全員就労定着支援を利用すると仮定して就労移行支援の支給決定を受けている人数から算出しました。 その旨を、計画案の53ページに記載します。
51	サービス提供基盤の整備	61	就労定着支援を実施する事業所数は、平成30年度末時点で３ヶ所となっているが、各区に１ヶ所を予定しているのか。 また、就労定着支援事業への参入を民間の自主性に任せるか、誘導策を設けるのか、就労支援支援事業との連携はどうするか等についても検討してほしい。	①	事業所１ヶ所あたりの定員数など、新規事業の要件が明らかでないため、各区に１ヶ所ずつを計画としました。 事業参入は民間の自主性に委ねるものとし、誘導策は設けておりませんが、新たに始まる事業であるため、需給バランスやサービスの適正な実施について確認してくことを、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に記載いたします。
52	重度障害者に対応できる事業所	61	重度の障がい者に対応できる生活介護事業所や児童発達支援、放課後等デイサービスが明らかになっていない。 特別支援学校の卒業時の進路選択等で、情報がないことが課題となるので、公的な調査をし、結果を公表してほしい。	③	平成30年度より障害者福祉サービス事業所の「情報公表制度」が始まり、事業所はサービス実施内容を自治体に報告し、自治体が公表することとなりますので、そちらをインターネット等から確認していただけるようになります。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
53	重度障害者に 対応できる事業所	61	主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援と放課後等デイサービスの整備について、現在、児童発達支援は葵区６ヶ所（定員68人）、駿河区・清水区には０ヶ所、放課後等デイサービスは葵区４ヶ所（定員22人）、駿河区２ヶ所（10人）、清水区０ヶ所となっている。 今後３年間での整備個所数は、児童発達支援が２ヶ所、放課後等デイサービスは０ヶ所と計画されている。 駿河区に児童発達支援センター１ヶ所の新設が予定されていることを鑑みても、児童発達支援センターは計画値案よりも駿河区に２ヶ所、清水区に３ヶ所以上の設置が必要と考える。	③	児童発達支援センターは市内に指定管理者制度で運営する「いこいの家」１ヶ所のみで、駿河区に整備予定の１ヶ所も市の土地を貸し付けて民設民営する予定であり、民間主導での整備は難しいサービスです。 現在、市が貸し付けられる土地等について目途が立っておらず、計画に記載することはできません。
54	障害福祉サービス 事業所に対する助成	62	給付費による運営が困難で、職員の給与水準が低かったり、必要な施設整備ができず、障がい者の受入に制限を受けていたりする事業所がある。 事業所の運営の健全化のために、経営状況に応じて必要な助成制度等を具体化してほしい。	③	障害福祉サービス事業所は給付費によって運営されることを基本としており、市の予算による上乗せ助成は考えておりません。
55	障害福祉サービス 事業所に対する助成	62	短期入所は、入所の施設と一体で実施しないと運営が難しいのが実情である。 短期入所単独でも事業運営が成り立つような報酬助成や、空床を確保しておく場合の保障制度など、民間の新規参入が促進されるような静岡市独自の施策を検討してほしい。	③	障害福祉サービス事業所は給付費によって運営されることを基本としており、市の予算による上乗せ助成は考えておりません。
56	障害福祉サービス 事業所に対する助成	62	重度の障がい者を受け入れる事業所が少なく、駿河区・清水区では特に少ない傾向がある。 原因としては、事業の採算性が低いこと、看護師の配置が困難であること、送迎サービスが難しいことなどが考えられる。 これらの課題を補完する公的な支援を検討しないと、基盤整備について計画を立てたように事業所が増えていかない。	③	障害福祉サービス事業所は給付費によって運営されることを基本としており、市の予算による上乗せ助成は考えておりません。
57	協議会の運営	64	「共生のまちづくり」を実現するため、障害者自立支援協議会について、障がいの当事者が参加するように、委員構成を考えてほしい。 また、会議の進行を、行政ではなく相談支援事業所が行うようにしてはどうか。 当事者のニーズを日々確認しているのは相談支援事業所であると考える。	②	協議会への障がい当事者の参加については、障害者自立支援協議会に限らず、考慮しております。 計画案63ページには、障がいのある市民等が、会議に委員として参加するなどして、市政に参画することを記載してございます。 なお、障害者自立支援協議会の運営につきましては、行政が中心になって進行していますが、各区連絡調整会議の運営や各部会報告等については、当事者ニーズを把握している相談支援事業所等が主導して取り組んでおります。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
58	アクセシビリティの向上	－	市内の体育施設に障がい者が使いやすい更衣室を設けてほしい。 例えば、障がいのある児童（男の子）を母親が同伴して施設を利用する際に、更衣室を利用できず、やむを得ず通路で着替えをするようなケースがある。	③	敷地面積が限られているなか、新たに更衣室を設けることは難しいため、多目的室を開放するなどして、障がいのある方も使いやすいよう対応しております。 体育施設をご利用の際には、施設管理者にお声掛けいただければ対応いたします。
59	計画の推進	－	計画した施策を推進する主体が不明確である。 例えば、サービス提供基盤の整備については、事業所の監査をする係と、整備の推進をする係は、業務の性格上、別であるべきではないか。 計画策定を所管する係が、施設整備の推進を担当するべきと考える。	③	計画策定業務は市障害者福祉課の中でも「企画管理係」が所管しておりますが、計画に登載される内容は課全体・関連事業の所管課にまたがっています。 サービス提供基盤の整備については「自立支援係」が計画値を設定しており、係として事業所の監査・指導だけでなく、障害者総合支援法に基づき、必要な自立支援給付を総合的かつ計画的に行う立場にあります。 「企画管理係」では、国庫を活用した施設整備補助金や、市有地の貸付による事業所誘致などにより、民間参入に対する援助を行っております。
60	交通のバリアフリー	―	市内中心部を走る「浪漫バス」は、ステップが高く障がい者は乗車しづらい。 運転手が親切に対応してくれるので利用できているが、更新する際にはバリアフリーに配慮してほしい。	④	浪漫バスの車輌更新等については、バリアフリーの視点を考慮し検討していく予定ですが、計画への具体的な掲載はいたしません。
61	高齢者の居住の場	―	今後、高齢者（障がいの有無にかかわらず）が増えて、低額で利用することができる居住施設が必要になると考える。	④	高齢者が低額で利用することができる居住施設としては、軽費老人ホームが考えられます。 軽費老人ホームは市内に７ヶ所（定員430人）あり、静岡市健康長寿のまちづくり計画において、今後も既存の施設でニーズに対応していく見込みとしています。 介護度が高くなれば、特別養護老人ホーム等の入所施設もご利用いただけます。
62	市職員の応対	―	区役所の職員の中に、障がい者に対して理解のない人がいるので、応対の仕方を学んでほしい。	②	平成28年に障害者差別解消法が施行され、行政の障がい者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」は当然のことながら禁止であることが明記されました。 市では、新職員や所属長に研修を行うなど、職員に対する教育を行っておりますが、十分に浸透するよう周知を図ってまいります。 今後も職員に対する教育を継続して行うことを計画に明記し、すべての職員が障がいへの理解を持ち、市民応対が向上するよう努めてまいります。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
63	障害者年金の 支給緩和	－	精神科に通院しても、主治医に診断書の作成を拒否される場合があり、今後の生活に不安を感じている。 障害者年金の支給緩和をお願いしたい。	④	障害年金の支給要件については市の裁量の余地がありません。 また、対象者に精神症状なし（申請に必要な基準を満たしていない）と医師が判断した場合や、通院の期間が短く、記載できる内容がない場合には、診断書を作成することができません。
64	障がい者の 「親亡き後」	－	障がい当事者の家族会では、本人の「親亡き後」、１人でも暮らしていけるかということが一番の課題として挙げられる。 地域で１人で暮らす障がい者の見守りや相談支援、家事支援が地域に充実するように、障害者自立支援協議会を中心に支援体制を検討していってほしい。	①	現時点で具体的な取組みはございませんが、計画案63ページの「今後検討が必要な個別課題」に掲載し、「親亡き後」の課題に関する検討を行ってまいります。
65	障がい者の 「親亡き後」	－	老障介護の状態になっている家族が多数いて、将来に不安を抱えながら生活している。 親が元気なうちになにができるか模索しているが、安心できるような施策がないので、検討してほしい。	①	現時点で具体的な取組みはございませんが、計画案64ページの「今後検討が必要な個別課題」に掲載し、「親亡き後」の課題に関する検討を行ってまいります。
66	全国精神障害者団体 連合会全国大会の開催	－	静岡県内には精神障害者団体の連合会が存在しないが、必要性を感じている。 連合会設立の機運を高めるため、また静岡市の精神障害者福祉に関する取組みについて知っていただくため、全国精神障害者団体連合会の全国大会を、2020年のオリンピック・パラリンピックの年に、静岡市に誘致して開催してはどうか。	③	静岡県内には「公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会」(事務局は静岡市内)がございます。
67	全般について	－	障がい者に対しては、どのように関わったらよいか、どこまで踏み込んでよいのか悩む。障がいと一言にいっても個別に多様であることに戸惑う。 地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりの趣旨には賛同するので、地域と会合を持つとか、地域がどのように関わったらよいか具体的に示してほしい。	④	地域に対しては、市政出前講座の実施希望を受け、市職員が障がいや障がい者に関する啓発を地道に行っています。 計画案の23ページにあるとおり、市政出前講座には市職員だけでなく障がい当事者にも講師として参加していただき、当事者が何を求めているのか、より具体的にお伝えできるよう努めてまいります。
68	文化活動 市民生活	－	障がい者スポーツ文化施設「横浜ラポール」のような施設が静岡市にもあって、障がい者が周りに気を使うことなくスポーツや余暇を楽しめたらよいと考える。	④	現在、障がい者スポーツ文化施設を市内に建築する計画はありません。 障がいのある方に施設をご利用いただく際は、必要に応じて各施設の担当者が補助するなどの対応をしております。 その他、福祉団体の協力のもと、対象を障がい者に限定したイベントを開催するなど機会の確保に努めております。

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（平成30～32年度）案に関する意見概要と意見に対する市の考え方

No.	項目	ページ	意見概要	分類	市の考え方
69	重症心身障がい者	―	県立こども病院を利用している重症心身障がい児が成人すると、利用するのに適切な病院がなく困る。 こども病院があることで、静岡市内には他市町村の２倍の重症心身障がい者がおり、またその他の総合病院が重症心身障がい者の受入に消極的であることは、市特有の課題と言える。 このような状況に対して保護者だけでは対応できないので、行政や医療と一緒に検討する体制を作ってほしい。	④	県立こども病院に対して重症心身障がい児者への医療提供に係るニーズが全県から集中していることは、静岡県保健医療計画でも課題とされています。 静岡保健医療圏域における地域医療対策協議会等を通じて議論されるべき課題であり、本市からも、保護者等の意向も汲み取りながら、重症心身障がい児者への医療提供体制を整備するよう、意見を述べてまいります。 また、こども病院では、その他の総合病院でも重症心身障がい児者の受入れが進むよう、研修を実施するなど取り組んでいると伺っています。